

**文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条**

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

**「文化芸術推進基本計画-文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる-（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）《平成30年度～令和4年度》**

我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立ったうえで、4つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。

**第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況**

**【文化庁の機能強化】**

- ・平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。
- ・令和2年4月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。

**【コロナ禍の文化芸術】**

- ・コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。
  - ・入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。
  - ・文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。
- ⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開

**【社会の変化に対応した政策展開】**

- ・文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。
- ・デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。
- ・芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。
- ・国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。
- ・グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。

**諮問事項**

第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。

**① ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策**

- ・長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間において取り組むべき方策。
- ・「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

**② 文化と経済の好循環を創造するための方策**

- ・文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- ・我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- ・多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

**③ 文化芸術行政の効果的な推進の在り方**

- ・文化芸術行政の推進サイクル。
- ・デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するか。
- ・文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

## 三重県文化振興条例（仮称）の検討に係る調査結果の概要について

## 1. 調査の目的

「三重県文化振興条例（仮称）」の制定の検討にあたり、今後の本県の文化行政のあり方に関して、県民や文化活動を行う個人や団体、市町等の考え等を把握し、検討の材料とすることを目的として実施した。

## 2. 調査の方法

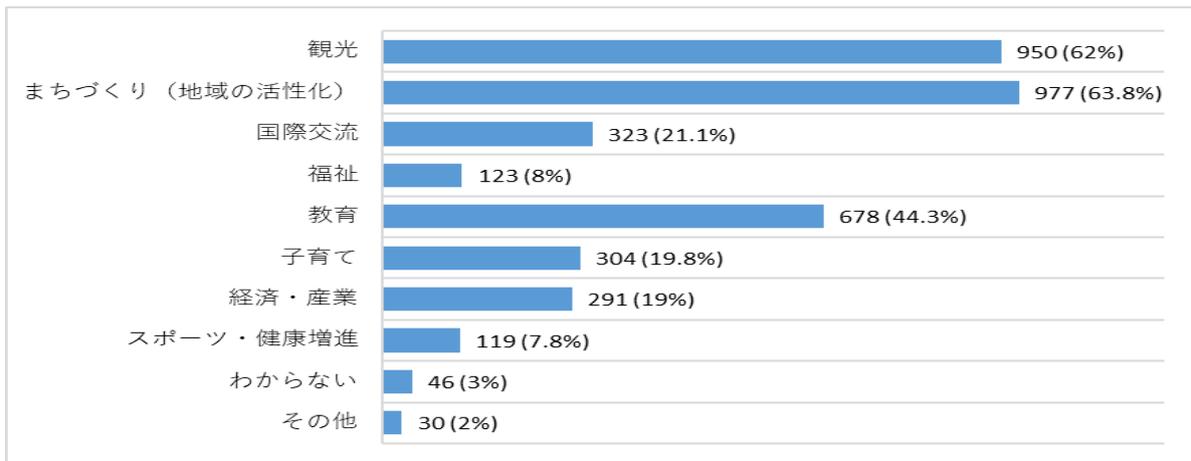
対象	実施方法	調査期間	結果
県民 (参考資料 2-1)	e-モニターアンケート	7/6-7/25	944/1,386 件 (68%)
	オンラインアンケート	7/6-7/29	588 件
	合計		1,532 件
	※三重大学において、7/20、7/27 の日本理解特殊講義「三重の歴史と文化」出席学生 (82 名) を対象にアンケート調査を実施。 ※県内高等教育機関に対し、アンケート調査依頼を実施		
文化活動を行う個人及び団体 (参考資料 2-2)	オンラインアンケート	7/8-7/29	147 件
	郵送によるアンケート (三重県文化団体連絡協議会加盟の県域文化団体対象)	7/14-7/28	22/29 団体 (76%)
	合計		169 件
	意見交換会の実施 (三重県文化団体連絡協議会加盟の県域文化団体対象)	7/14 開催	3 団体が参加
	郵送及びメールによる意見聴取の実施 (参考資料 2-3) (文化協会・公益法人)	6/27-7/14	18/24 団体 (75%)
市町	県・市町文化行政連絡会議での議題として意見照会	7/26 開催	29 市町 (無回答含む)

## 3. 各調査の結果の概要

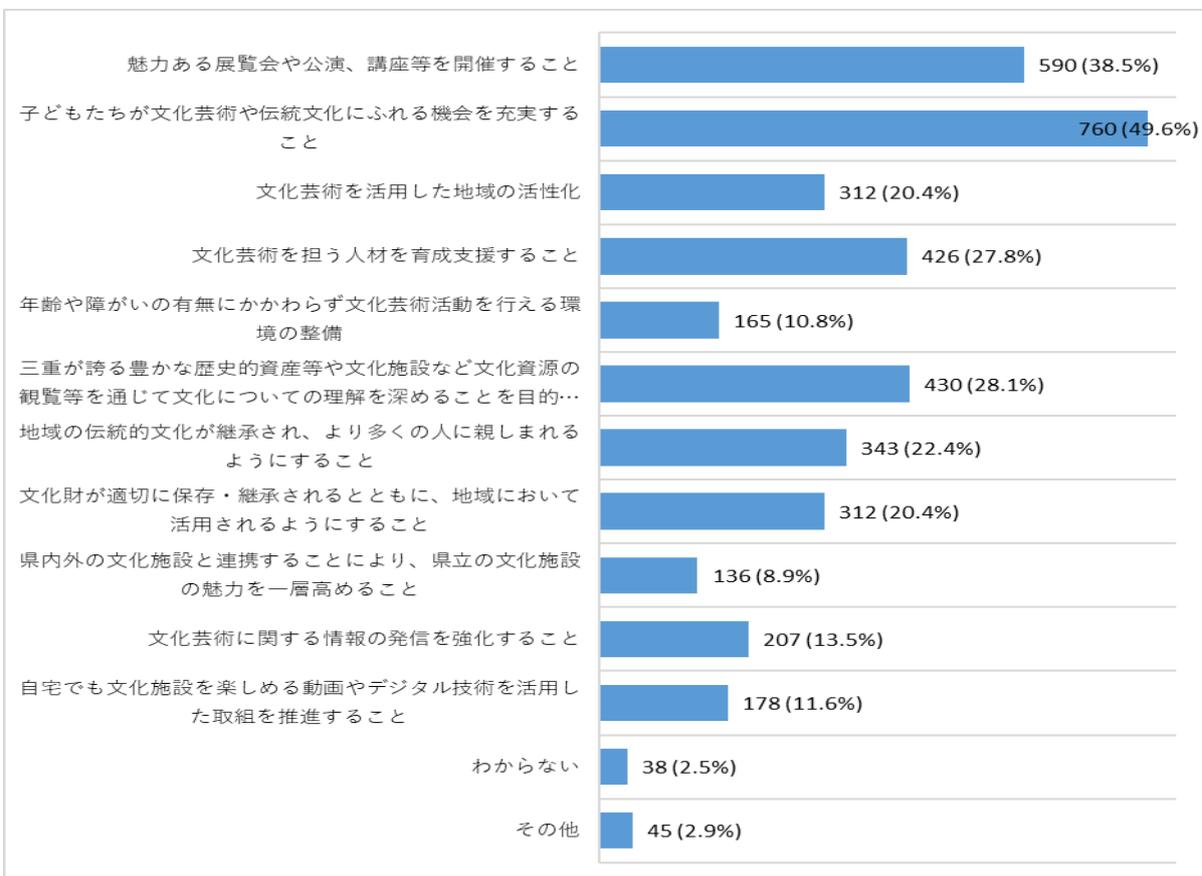
## (1) 県民を対象とした調査

- 最近、鑑賞・観覧したり、自ら実践した文化芸術のジャンルについて尋ねたところ、「音楽」、「メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）」、「美術」が上位に並ぶ。また、「鑑賞・観覧、実践していない」と回答した人は、回答者の 17.6%になる。
- 「鑑賞・観覧、実践していない」と回答した人にその理由を確認したところ、「興味はあるが、コロナ禍のため鑑賞・観覧、または実践することができなかった（休演・中止を含む）」と回答する人が最も多く、続いて、「興味がない」が続く。
- 三重県の歴史的資産等に愛着を感じることができるか尋ねたところ、90%近くが、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を選択している。
- 文化芸術を鑑賞・観覧、もしくは実践するうえで何が支障か尋ねたところ、「忙しくて時間が取れない」が最も多く、「魅力的な展覧会や公演・講座がない」、「文化に関する情報が少ない」、「費用がかかりすぎる」が上位に並ぶ。

- 文化芸術を生かしたら良いと思う分野について尋ねたところ、「まちづくり（地域の活性化）」、「観光」、「教育」が上位に並ぶ。

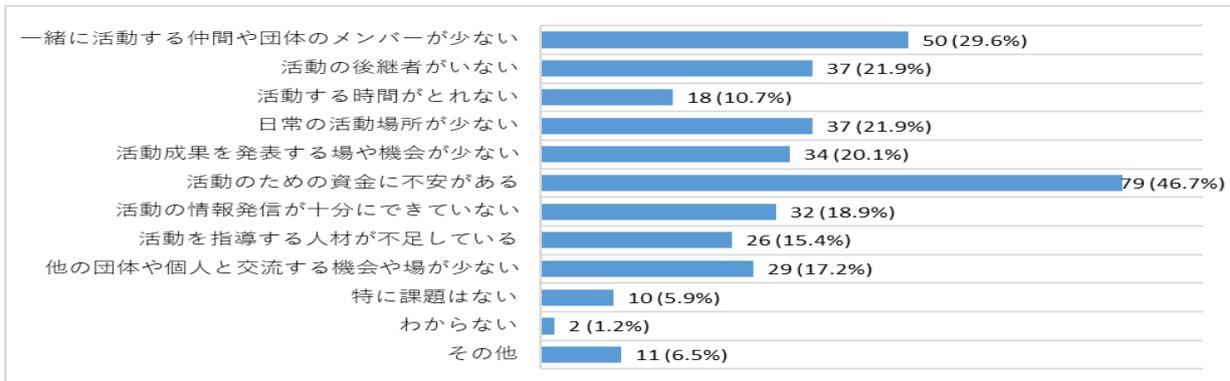


- 人口減少や過疎化が進む中で、地域の文化芸術への影響等に関して不安を感じることを尋ねたところ、「地域の伝統的文化（祭り、年中行事等）の担い手・継承者が不足する」が最も多く、「地域で公演等が開催されなくなり、文化芸術を鑑賞・観覧する機会が減少する」、「地域の文化財（建造物、工芸品など）の維持管理が難しくなる」が上位に並ぶ。
- 県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきか尋ねたところ、「子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること」が最も多く、「魅力ある展覧会や公演、講座等を開催すること」、「三重が誇る豊かな歴史的資産等や文化施設など文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とした観光の推進」、「文化芸術を担う人材を育成支援すること」が上位に並ぶ。

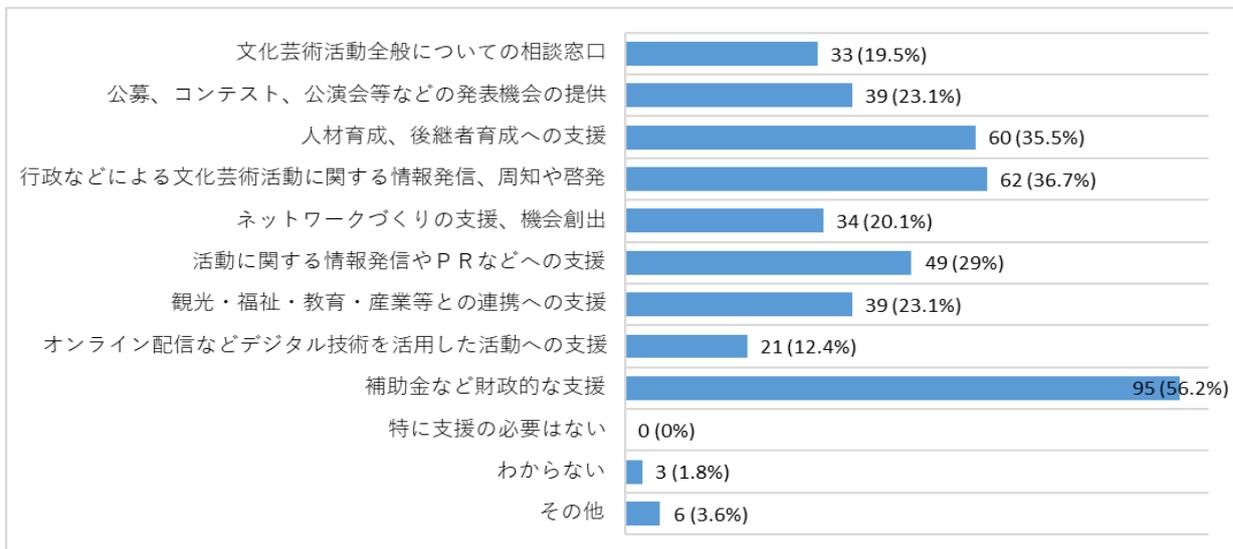


## (2) 文化活動を行う個人及び団体を対象とした調査

- 活動を行う上での課題について尋ねたところ、「活動のための資金に不安がある」が最も多く、「一緒に活動する仲間や団体のメンバーが少ない」、「活動の後継者がいない」、「日常の活動場所が少ない」が上位に並ぶ。



- 活動を行う上での相談先について尋ねたところ、「文化芸術活動を行っている他の団体や個人」が最も多く、続いて「家族、友人」が多い。一方で、17.8%が「特に相談先はない」と回答している。
- 文化団体同士のつながりやネットワークの必要性と現状について尋ねたところ、84.6%が「必要」と回答しているが、全体のおよそ4割が「十分に機能していない」、「全く機能していない」と回答している。
- 芸術家や文化に関わる人などの育成・支援のために必要だと考えていることを尋ねたところ、「発表の機会や練習場所の充実」が最も多く、「子どもや若い世代が様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」、「一般の人が参加できる講義や講座の提供」が上位に並ぶ。
- 誰もがともに文化芸術にふれ親しみ、活躍できる取組について尋ねたところ、「誰もが鑑賞や参加できる文化芸術イベントの定期的な開催」が最も多く、「文化施設のバリアフリー対応の充実」、「文化施設でのワークショップや文化教室の開催など交流の場の提供」が上位に並ぶ。
- あると良いと思う支援策について尋ねたところ、「補助金など財政的な支援」が最も多く、「行政などによる文化芸術活動に関する情報発信、周知や啓発」、「人材育成、後継者育成への支援」が上位に並ぶ。



- ・ 県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきか尋ねたところ、「文化芸術活動に対する財政支援」が最も多く、「子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること」、「文化芸術を活用した地域の活性化」が上位に並ぶ。

### (3) 市町を対象とした意見照会の結果

- ・ 県との連携を期待する分野について意見照会したところ、市町からは、主に、「文化財等の保存・活用」(6 団体)、「県立文化施設と市町の文化施設の連携」(5 団体)、「文化団体等への支援」(4 団体)、「文化の担い手の育成と確保」(4 団体) という意見があがった。
- ・ 県との連携にあつては、広域的な視点に立ち、市町では実施困難な施策に取り組んでほしいなどの意見があった。

## 4. まとめ

### <県民を対象としたアンケート>

- ・ 今後県が力を入れるべき施策については、「子どもたちが文化芸術や伝統文化に触れる機会を充実すること」が最も多く、続いて「魅力ある展覧会や公演、講座等を開催すること」が多いことから、これらを踏まえ、文化にふれ親しむ環境づくりに取り組んでいく必要がある。一方で、文化に興味がないとする回答も一定数あることから、文化への関心を高める取組も必要である。
- ・ 文化を生かしたらよいと思う分野については、「まちづくり(地域の活性化)」が最も多く、続いて「観光」が多いことから、文化を活用した地域や産業の活性化に取り組んでいく必要がある。
- ・ 文化芸術を担う人材を育成支援する県への期待や祭りなど地域の伝統的文化の担い手や継承者の不足を懸念する意見が多かったことから、人材の育成について取り組んでいく必要がある。
- ・ 「本県の歴史的資産等に誇りや愛着を感じているか」については、約90%の方が「感じている」と回答していることから、地域の歴史的資産等の保存・活用・継承に取り組んでいく必要がある。

### <文化活動を行う個人及び団体等を対象としたアンケート>

- ・ 今後、県が力を入れるべき施策については、「文化芸術活動に対する財政支援」が最も多く、支援のあり方も含めて、必要な措置について検討する必要がある。
- ・ 期待する支援策については、人材育成や後継者育成への支援について、多くの回答が寄せられており、特に、高齢化が進む地域の文化活動では、切実な問題となっていることがうかがえることから、人材の育成について取り組んでいく必要がある。
- ・ 文化団体同士のネットワークについては、十分機能していないとの回答が多く、また、行政による情報発信や周知、啓発についても期待されている。連携への支援や情報発信など、文化活動等への支援体制の充実に努める必要がある。

### <市町を対象とした意見照会>

- ・ 市町からは、文化財の保護・活用や文化の情報発信など複数の分野で県との連携を期待する意見があり、引き続き、市町との連携に取り組んでいく必要がある。

# 三重県文化振興条例（仮称） の骨子案について

令和 4 年 9 月

三重県環境生活部文化振興課



## 1. 題名

---

本条例の題名の考え方は、以下のとおりとします。

### [考え方]

- ・ 一般的に、条例の題名はその条例の内容を簡潔に、しかも的確に表現するものでなければならないとされています。
- ・ 本条例においては、県が、これからの三重の文化振興のため、総合的な施策を推進することを示すものとしします。

(例示)

三重県文化振興条例

三重県文化振興基本条例

みえの文化振興に関する条例

## 2. 用語の整理

---

本条例の中の用語について、以下のとおり整理します。

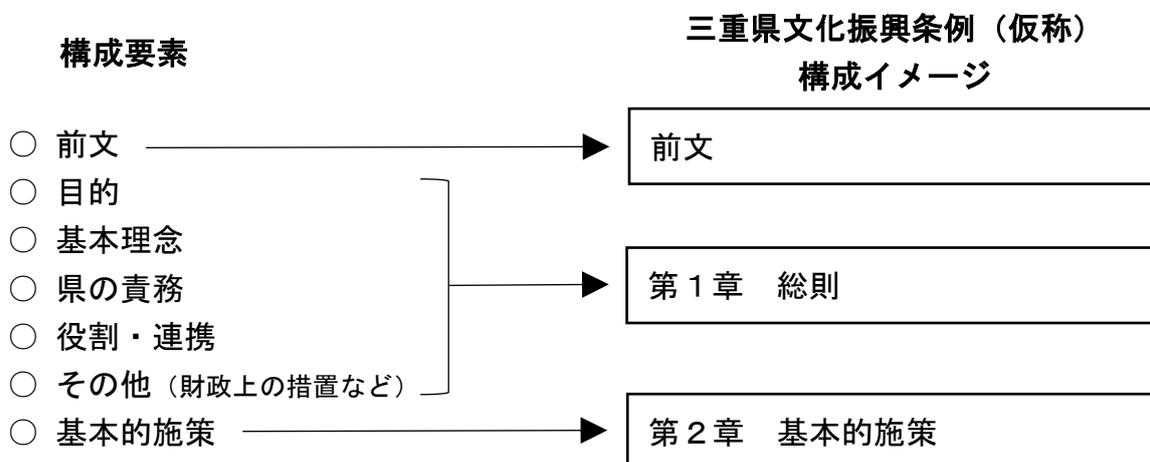
### [考え方]

- ・ 本条例における「文化」とは、『文化芸術基本法』が対象とするものとしします。具体的には、文学、音楽、美術、写真、演劇などの「芸術」、映画、漫画、アニメーションなどの「メディア芸術」、雅楽、能楽、歌舞伎などの「伝統芸能」、講談、落語、浪曲、漫談などの「芸能」、華道、茶道、書道、食文化などの「生活文化」、囲碁、将棋などの「国民娯楽」、「文化財」などを指します。
- ・ 本条例における「子ども」とは、乳幼児、児童、生徒など、おおむね18歳以下の者としします。

## 3. 条例の構成

---

本条例の基本的構成のイメージは、以下のとおりとします。



## 4. 前文

---

本条例の条項の前には、本県文化の意義、条例制定の背景、目指すべき姿などについて述べた前文を置くこととします。

### [考え方]

- ・ 一般的に、前文は、条例制定の由来や経緯、基本原理、目的などを明らかにするために置かれます。
- ・ 本条例においては、条例の理念等を明確化するため、前文を置き、以下の要素を盛り込むこととします。

### ○文化のもつ力とその力への期待

- ・ 文化は、創造性を育み、表現力を高める。同時に、文化は、他者を理解し、尊重し合う気持ちを醸成し、多様性を受け入れることのできる、心豊かな社会の礎となる。
- ・ また、文化は、広く社会に波及する強い力をもつ。その力は、産業等など幅広い分野で活用され、地域を活性化させる可能性をもつ。

### ○三重の文化の特色とその意義

- ・ 本県は、伊勢湾、熊野灘に面し、変化に富んだ地形を有し、多様で豊かな自然環境に囲まれる。その自然環境を背景に、地域に根差した豊かな歴史や文化が存在する。
- ・ 一方、古来より東西日本を結ぶ重要な接点として、活発な交流が生み出され、三重の特色ある文化が形成された。近世には、「おかげまいり」や「熊野詣」などが広がり、多くの人々が来訪。
- ・ 多様な交流は、外部の人や文化を懐深く受け入れる寛容さやもてなしの心を育み、地域の発展につなげてきた。
- ・ この三重の文化は、われわれ県民が拠って立つアイデンティティそのもの。

### ○条例制定の背景

- ・ 人口減少や少子高齢化などに直面し、今は大きな社会の転換期。三重の文化を、未来へ継承し発展させるためには、地域の文化力を高める必要がある。

### ○目指すべき姿の実現

- ・ 日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できる、高い文化力を誇る三重の実現を目指す。

## 5. 目的

---

本条例による目指すべき姿と、それを達成するための県の方向性を示します。

### [考え方]

- ・ 本条例は、本県の文化行政を取り巻く状況を踏まえ、これからの三重の文化振興の方向性を示すことを基本的な考え方とします。
- ・ 本県の文化行政の課題としては、「人口減少や少子高齢化、デジタル化など、社会が大きく変化していく中で、いかに文化を継承、発展させていくか」、「コロナ禍の影響を受けた県民の文化に対する意識を、いかに高揚させていくか」、「文化により生み出される様々な価値を、いかに地域社会の活性化に生かしていくか」などが挙げられます。
- ・ そういった中、文化振興に関する基本理念を定め、県の責務等を明確にするとともに、基本理念にもとづく基本的施策を定めることにより、本県の文化政策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって、一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力あふれる地域社会を実現することを目的とします。

## 6. 基本理念

---

本条例の目的を実現するための基本理念を規定します。

### [考え方]

- ・ 『文化芸術基本法』では、「文化活動を行う者の自主性や創造性の尊重」、「誰もが文化を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備」、「観光、まちづくり、国際交流など各分野における施策との連携」等が掲げられおり、これらは、地域に関わらず、文化の振興に関する共通の理念となるものです。
- ・ 本条例では、同法の理念を踏まえ、三重の多様で特色ある文化を保護、発展させ、郷土に対する誇りと愛着を醸成すること等を通じ、本条例の目的を実現するために、以下の基本理念を規定します。

#### ① 文化活動を行う者の自主性の尊重

文化活動を行う者の自主性が尊重されなければならない

#### ② 文化活動を行う者の創造性の尊重

文化活動を行う者の創造が尊重され、発揮されるよう考慮しなければならない

#### ③ 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

県民が、その年齢、障がいの有無等にかかわらず、文化を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境の整備が図られなければならない

#### ④ 三重に対する誇りと愛着の醸成

県民が、地域の伝統芸能や祭りなど、三重の歴史的資産等<sup>1</sup>を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りや愛着を持つとともに、地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育めるよう配慮されなければならない

#### ⑤ 三重の多様で特色ある文化の保護と発展

地域の人々による主体的な文化活動が行われるよう配慮するとともに、三重の自然、歴史、風土等を反映した多様で特色ある文化の発展が図られなければならない

#### ⑥ 三重の文化の国内外への発信と交流

三重の文化が広く国内外へ発信されるよう、文化に関する交流が図られなければならない

#### ⑦ 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携

子どもたちへの文化に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化活動を行う者及び文化団体等と、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない

#### ⑧ 県民の意見の反映

県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない

#### ⑨ 観光、まちづくり、国際交流など各分野における施策との有機的な連携

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない

## 7. 県の責務

---

本条例の目的を実現するための県の責務を規定します。

### [考え方]

- ・ 県は、広域自治体として、文化の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することを明確にします。

---

<sup>1</sup> 本条例における「三重の歴史的資産等」とは、本県の各地域で継承されている伝統的な芸能・祭り・行事や文化財などの歴史的な資産のほか、伊勢神宮や熊野古道、世界から評価される偉人（松尾芭蕉、本居宣長、御木本幸吉、松浦武四郎、市川崑など）、地域独特の言葉遣いや衣服、食べ物、習慣などを指します。

## 8. 役割

---

文化の振興に関して、県民、文化団体等、事業者の役割を規定します。

### [考え方]

- ・ 県民については、本県の文化の最も基本的な担い手であることから、文化についての関心と理解を深めていただき、自主的・主体的な活動を通じて、文化の振興に積極的な役割を果たすことに理解を求めるものとします。
- ・ 文化団体等については、その活動が本県の文化振興に大きく関係するものであることから、文化活動の充実を図るとともに、文化の振興に積極的な役割を果たすことに理解を求めるものとします。
- ・ 事業者については、地域経済及び地域社会の重要な担い手であることから、文化についての関心と理解を深めていただき、その事業活動を通じて、文化の振興に積極的な役割を果たすことに理解を求めるものとします。

## 9. 連携

---

本条例の目的を実現するため、県と市町、教育機関等との連携について規定します。

### [考え方]

- ・ 文化の振興に関する施策は、関係主体が連携を強化し、協働することで、より効果的かつ効率的に機能すると考えられます。
- ・ 市町については、地域で包括的な役割を担う基礎自治体であり、県民が広く文化を創造し、享受できる環境を実現させるために、その役割は非常に重要であることから、県は、市町と相互連携に努めることを規定します。
- ・ 教育機関については、豊かな人間性や感性を育み、人材を育成することが教育の目的の一つであり、将来を担う子どもたちへの文化や芸術に関する教育の重要性から、県は、教育機関との連携に努めることを規定します。
- ・ また、県は、その他関係者との連携に努めるとともに、関係者間の連携が図られるよう支援に努めるものとします。

## 10. 基本的施策

本条例の目的を実現するため、基本理念を踏まえた総合的な基本的施策に取り組むことを規定します。

### [考え方①（構成案について）]

- 基本的施策は、『新しいみえの文化振興方針<sup>2</sup>』のこれまでの取組を継承・発展させるとともに、施策を着実に進めていくための指針とするため、以下に大別するものとします。

- ① 文化の振興
- ② 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり
- ③ 文化を育み、継承する人材の育成
- ④ 三重の歴史的資産等の保存及び活用
- ⑤ 文化を活用した地域の活性化と魅力の発信

### [考え方②（各施策について）]

- 各施策の内容は、基本理念を踏まえ、以下の通りとします。

#### ① 文化の振興

- 三重の文化の振興等を図るため、「芸術の振興」、「メディア芸術の振興」、「芸能の振興」、「生活文化の振興」、「国民娯楽の普及」に関して、必要な施策を講ずるよう努めることを規定します。

#### ② 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

- 文化への親しみの醸成と、文化にふれる機会、創造する機会の充実を図るため、「県民の文化に関する関心及び理解の醸成」と「県民の鑑賞、実践等の機会の充実」に努めることを規定します。
- 県が設置する文化施設の設備の充実、施設間の連携、拠点としての機能や情報発信の強化など、「文化施設の充実」に努めることを規定します。
- 誰もがともに文化にふれ親しみ、活躍できる機会を実現させるため、「高齢者、障がい者等の文化活動の充実」に努めることを規定します。

<sup>2</sup> 『新しいみえの文化振興方針』（対象期間：H26 からおおむね 10 年間）

#### ○基本目標：

- ①文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する
- ②郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する
- ③多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

#### ○施策の方向性：

- 1 人材の育成、2 歴史的資産等の継承・活用、3 新たな価値の創出、4 情報の受発信、5 文化の拠点機能の強化

- 幼少期から文化を鑑賞、体験する機会を創出するため、「**子どもたちの文化活動の充実**」に努めることを規定します。
- 文化活動を行う個人や団体の主体的な活動を支え、支援するため、「**文化活動等の支援体制の充実**」に努めることを規定します。

### ③ 文化を育み、継承する人材の育成

- 三重の文化の振興、活用を支える「**文化の担い手の育成及び確保**」に努めることを規定します。
- 文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の「**顕彰**」を行うことを規定します。

### ④ 三重の歴史的資産等の保存及び活用等

- 文化財等は、地域が守り継承してきた財産であることから、その修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講じたうえで、それらが生み出す価値を活用するため、「**文化財等の保存・活用・継承**」に努めることを規定します。
- 能楽や雅楽など、歴史的、芸術的価値をもつ無形の文化財を将来の世代に引き継ぎ、発展させるため、「**伝統芸能及び民俗芸能の継承及び発展**」に努めることを規定します。

### ⑤ 文化を活用した地域の活性化と魅力の発信

- 地域住民が主体となって取り組む文化を活用した地域づくりを支援し、地域の活性化と自立的かつ持続的な発展を図るため、「**文化の活用による地域の活性化**」に努めることを規定します。
- 文化と観光、産業等の相互連携を促進し、観光、産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、「**文化の活用による観光等の振興**」に努めることを規定します。
- 郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出などを通じて、本県に対する誇りと愛着を持てるよう、「**歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成**」に努めることを規定します。
- 本県文化の魅力を国内外に発信するとともに、文化を通じた地域間交流や国際交流の推進を図るため、「**三重の文化の魅力の発信と交流の推進**」に努めることを規定します。

## 11. その他(財政上の措置、基本計画の策定)

---

本条例の目的を実現するため、財政上の措置、基本計画の策定について規定します。

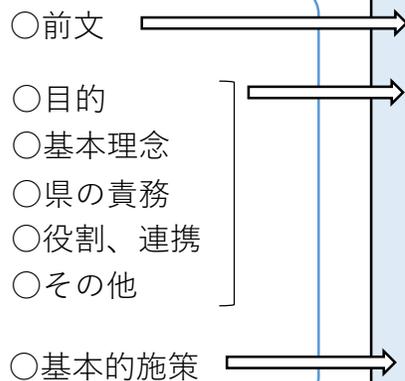
### [考え方]

- ・ 文化の振興に関する総合的な施策を推進するため、県は必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。
- ・ 文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、県は文化の振興に関する基本計画を策定するものとします。基本計画の策定、変更にあたっては、三重県文化審議会への意見聴取が必要であることを規定します。

なお、上記基本計画は、現行の『新しいみえの文化振興方針』（対象期間：H26 からおおむね10年間）の後継計画として、令和5年度中の策定を目指します。

# 三重県文化振興条例(仮称) 骨子案 概要

## 条例構成イメージ



三重県文化振興条例(仮称)構成案	
前文	
第1章 総則	
第2章 基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化の振興</li> <li>● 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり</li> <li>● 文化を育み、継承する人材の育成</li> <li>● 三重の歴史的資産等の保存及び活用等</li> <li>● 文化を活用した地域の活性化と魅力の発信</li> </ul>

前文
「文化のもつ力とその力への期待」、「三重の文化の特色とその意義」、「条例制定の背景」、「目指すべき姿の実現」を盛り込む

総則	
目的	生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 文化活動を行う者の自主性の尊重</li> <li>② 文化活動を行う者の創造性の尊重</li> <li>③ 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備</li> <li>④ 三重に対する誇りと愛着の醸成</li> <li>⑤ 三重の多様で特色ある文化の保護と発展</li> <li>⑥ 三重の文化の国内外への発信と交流</li> <li>⑦ 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携</li> <li>⑧ 県民の意見の反映</li> <li>⑨ 観光、まちづくり、国際交流などの各分野における施策との有機的な連携</li> </ol>
県の責務	県は、文化の振興に関する施策を総合的に策定し実施する
県民の役割	県民は、自主的かつ創造的な活動を通じて、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努める

総則(続き)	
文化団体等の役割	文化団体等は、文化活動の充実を図るとともに、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努める
事業者の役割	事業者は、その事業活動を通じて、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努める
市町や教育機関との連携等	市町との連携、教育機関との連携、その他関係者との連携、関係者間の連携への支援に努める
その他	財政上の措置に努め、基本計画を策定する

基本的施策	
文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 芸術の振興</li> <li>● メディア芸術の振興</li> <li>● 芸能の振興</li> <li>● 生活文化の振興</li> <li>● 国民娯楽の普及</li> </ul>
文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県民の文化に関する関心及び理解の醸成</li> <li>● 県民の鑑賞、実践等の機会の充実</li> <li>● 文化施設の充実</li> <li>● 高齢者、障がい者等の文化活動の充実</li> <li>● 子どもたちの文化活動の充実</li> <li>● 文化活動等の支援体制の充実</li> </ul>
文化を育み、継承する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化の担い手の育成及び確保</li> <li>● 顕彰</li> </ul>
三重の歴史的資産等の保存及び活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財等の保存・活用・継承</li> <li>● 伝統芸能及び民俗芸能の継承及び発展</li> </ul>
文化を活用した地域の活性化と魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化の活用による地域の活性化等</li> <li>● 文化の活用による観光等の振興</li> <li>● 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成</li> <li>● 三重の文化の魅力の発信と交流の推進</li> </ul>